### 厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会について

#### 1 本庁舎敷地の跡地等活用について

本市では現在、中町第2-2地区において新庁舎を含む複合施設の整備事業を進めており、新庁舎移転後における現本庁舎敷地の跡地利用について検討を行う必要があります。

本市の公共施設に関する基本的な考え方を示す「厚木市公共施設最適化基本計画」では、複合化等により廃止した施設については、原則として売却する考えを示していますが、現本庁舎敷地については、中心市街地の数少ない一団の市有地であることから、単に売却を行うのではなく、本市のまちづくりの課題解決に寄与する活用方法について検討する必要があります。

#### 2 厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会について

厚木市本庁舎敷地跡地等活用検討委員会は、市の附属機関として、新庁舎移 転後における現本庁舎敷地の跡地活用について、調査審議し、その結果の報告 を行うために設置する委員会です。

任 期	委嘱の日から令和6年6月30日まで(約1年間)		
委員数	15人		
委員構成	(1)公募市民 (2)関係団体の代表 (3)学識経験者		

#### 3 委員会の目標

令和5年度中に委員会からの意見を提言書として提出していただき、令和6年度に市が策定する基本方針\*に反映することを目標とします。なお、会議の開催回数は、5回程度を予定しています。

※本庁舎敷地の跡地等活用に向け、まちづくりにおける課題や役割等を総合的に踏まえた周辺エリアを含む今後の活用性を示すとともに、事業スキームや事業手法、導入機能等に関する基本的な考え方を示す「厚木市本庁舎敷地跡地等活用基本方針」を令和6年度に策定予定

4 事業全体のスケジュール(想定)

### 令和 5 年度

## 基本方針(素案)の作成

- 基本方針(素案)の作成に向けた取組
  - (1) 厚木市本庁舎敷地跡地利用基本方針策定支援業務委託の実施
  - (2) サウンディング、市民アンケートの実施
  - (3) 附属機関のおける審議・提言書の提出
  - (4) 庁内検討組織 (課長級・部長級) における検討

#### 令和6年度

# 基本方針の策定

#### ● 基本方針の策定に向けた取組

- (1) 附属機関からの提言書の内容を基本方針へ反映
- (2) 意見交換会、パブリックコメント等の市民参加手続の実施
- (3) 庁内検討組織 (課長級・部長級) における検討

令和7~8年度

### 基本計画の策定・事業者選定等の実施

- 基本計画の策定・事業者選定等に向けた取組
  - (1) 基本方針に基づき、基本計画(素案)を策定
  - (2) 意見交換会、パブリックコメント等の市民参加手続の実施
  - (3) 事業の実施に向け、事業者選定手続等を実施

令和 9 ~ 13 年度

## 基本計画に基づく事業の実施

● 施設整備スケジュール(市が主体となり施設を整備する場合)

市が主体となり施設を整備する場合、複合施設の供用開始を予定している令和9年度以降に解体、設計、建設工事等を実施し、令和13年度頃に本庁舎敷地跡地等における新たな施設等を供用開始する想定となります。

# 5 当委員会の開催等スケジュール

時期	当委員会	(参考)その他市の取組
8月	<ul><li>【第1回委員会開催】8月4日</li><li>・委嘱式の開催</li><li>・委員会について</li><li>・これまでの経過について</li><li>・本庁舎敷地跡地等活用の概要について</li><li>・今後の進め方(案)について</li></ul>	市民アンケート調査
9月		とりまとめ
10月	[第2回委員会開催] 10月6日 ・基本条件の整理 ・本庁舎敷地の課題と役割	
11月	<ul><li>【第3回委員会開催】</li><li>・サウンディング調査の実施について (モデルプランについて)</li></ul>	サウンディング調査公募開始
12月		実施・まとめ
1月	[第4回委員会開催] ・提言書の原案について	検討結果のまとめ
2月	[第5回委員会開催] ・提言書案について	
3月	[提言書提出式] ・提言書の提出 ※委員長・職務代理のみ	基本方針(素案)策定